

「終わりよければ」いせの会 会報34

平成23年5月30日版

電話 05966・663・5226
ファクス 05966・663・5236

5月27日(水) 例会の記録

縁(えにし)の家 19時～21時
出席者(6名)

男性3名、女性3名の出席でした。地域でのホスピスを考えるための市民向け勉強会の準備を話し合いました。

決まったこと

- ① 日時 9月10日(土) 18時半～20時半
- ② 場所 観光文化会館 大会議室を確保
- ③ 講師 金田亜可根さん(当日、宿泊) チラシを作成、順次に改定版を出す
- ④ 市広報に掲載依頼。原稿6月15日×切。参加料は無料。事前申し込みは不要。
- ⑤ 順次、各個人や団体に参加を呼びかけ。できれば、広く後援名義を取る。
- ⑥ 鳥海房枝さんから、お返事が届きました。講演 OKとの事。専門職向けに「地域での看取り」をテーマとして依頼を考える。時期は地域緩和ケアと連動し未定。



「エンディングノート」講習会の報告

- 5月11日は、8名の参加でした
- メモをもとに報告しますので、当日の参加の方からの訂正をお願いします。
- 自筆遺言書は、作成は簡単に見えるが、守るべき原則を外れると法的無効に。すべて自筆で書き、署名と捺印が必要
- 捺印は認印でも可能だが実印が良い
- 作成した正確な日付を書くこと
- 「相続させる」「遺贈する」と記載必要
- 「その他一切の財産を」の一項も入れることで、財産の記載もれを予防する
- 二重線と訂正印は不備、最初から書く
- 複数枚は、全てに日付と割り印を
- 家裁の検認が必要、また相続者全員が集まり開封(欠席者は権利喪失)
- 遺言執行人を書中で指定しておく
- 公正証書の遺言書のほうが、文面保存と手続きの法的な進行はスムーズ。
- 遺言書は形式に依らず、日付の新しいものが優先され、内容の修正は可能
- 生命保険の受取人も、遺言書で指定されれば、契約当時と変更可能になる
- 若い人でも、財産のない人でも遺言書を準備しておくことで、家族や大切な人に「相続問題で大変な思いをさせない」ことになる。人生のエチケット。

講習会(原則として、第二水曜日 夜7時～8時半) 縁の家にて 無料

| 主テーマ | 講師 (補佐役) | |
|------------------|-----------------------|---------------|
| 4月13日 「介護の始まり」 | 森 (潮田) | 終了 |
| 5月11日 「遺言の書き方」 | 浅沼 (井戸坂) | 上記のごとく終了 |
| 6月 8日 「医療での意思伝達」 | 辻村 (野口) | 間近ですがヨロシク! |
| 7月13日 「今の世の葬儀」 | 美濃部(中川) | |
| 8月10日 | (講座前半の振り返り)あるいは講演の準備会 | |
| 9月14日 | → 9月10日の講演会に振替える(別会場) | |
| 10月12日 | 後半(検討中) | 全部で3回シリーズを検討中 |
| 11月 9日 | 後半(検討中) | |
| 12月14日 | 後半(検討中) | |

☆出席の初回にノート資料をお渡しします(その後も持参下さい)
お知り合いを、気楽にお誘い下さい。

6月8日も、遠藤は参加できません。皆様よろしくお願ひします。